

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」※
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

（1）次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」※ ¹
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中※ ²

※¹ 朱記すること。

※² ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

（2）検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

（3）1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

（4）郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

（5）国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

（6）上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

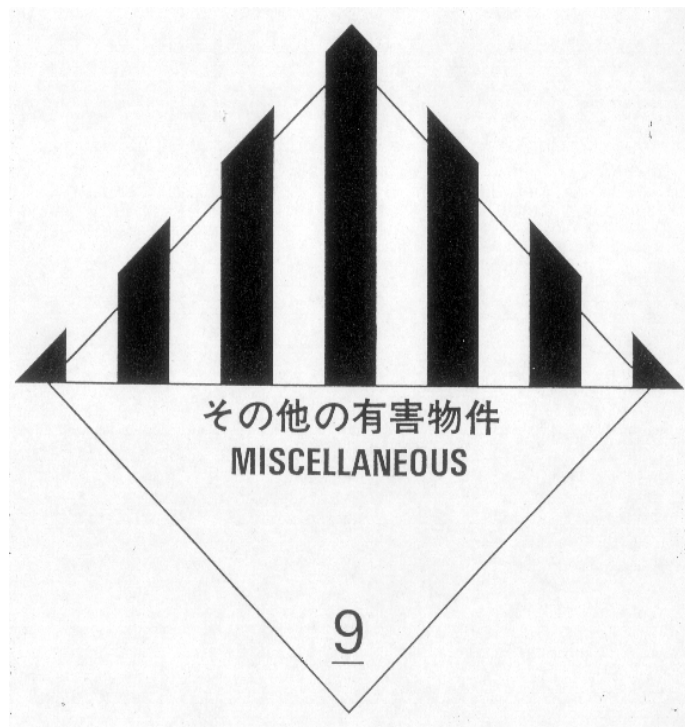
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）



(2) 輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）



家きんの評価額の算出方法

1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

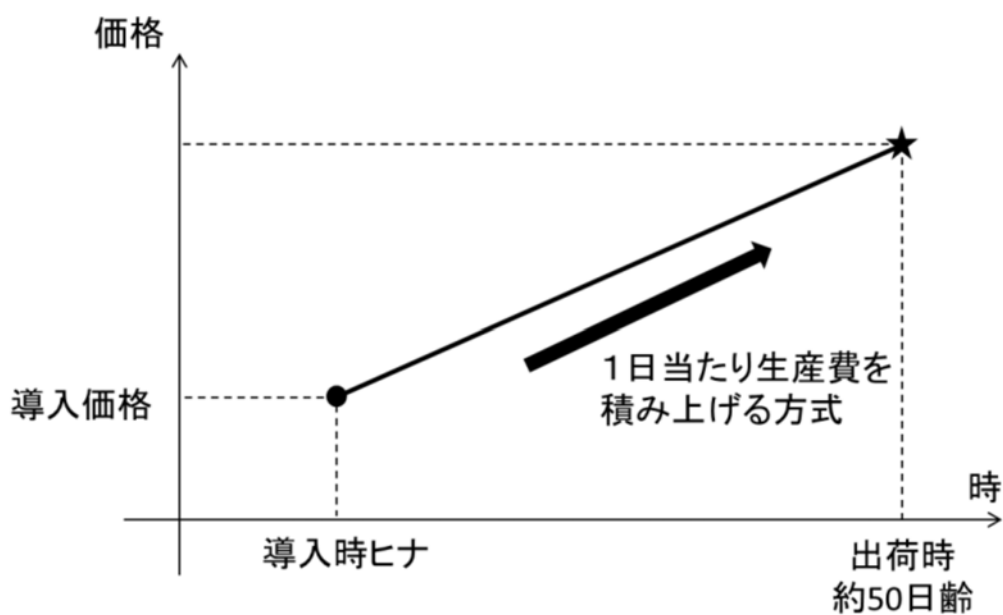
【例】肉用鶏（ブロイラー）を出荷時（50日齢）で評価

導入価格

（1日当たりの生産費×育成日数）

75円（肉用鶏初生ひな平均購入価格）＋9円（H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均）×50日 = 525円

肉用鶏
（ブロイラー）



2 採卵鶏

【産卵能力の最盛期まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

(2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

- ① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

- ② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

（産卵最盛期価格－廃鶏出荷時平均価格）÷（廃鶏出荷平均日齢－産卵最盛期の日齢）

なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

【例】採卵鶏を採卵最盛期（約210日齢）で評価

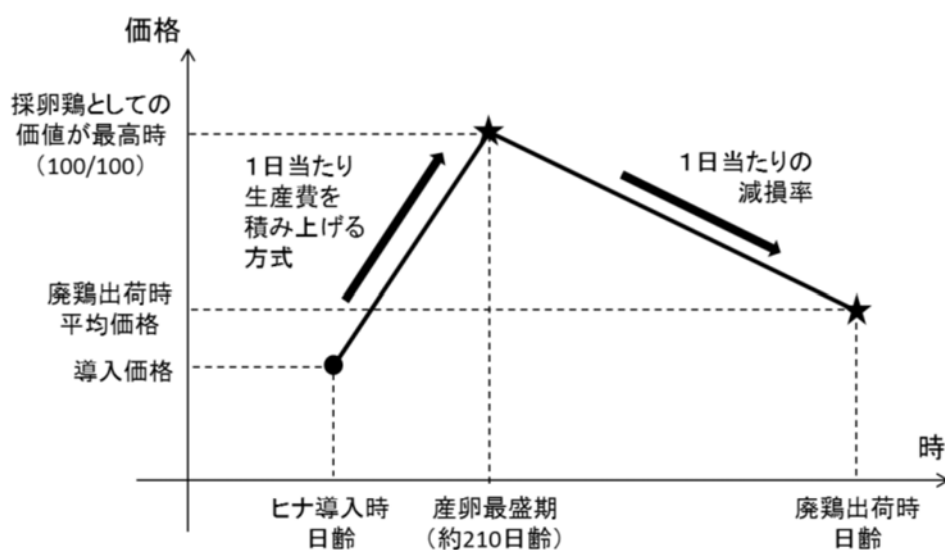
導入価格（120日齢）

（1日当たりの生産費×育成日数）

933円（卵用鶏大ひな平均購入価格）＋6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）
×（210日－120日）＝ 1,473円

採卵鶏

（レイヤー）



※ 本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県独自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

定点モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名：_____

番号	農 場 名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	鶏舎数	用 途	農場選定理由
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏	開放型の飼養をしている。
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								

(備考)

- 1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他（具体的に記載すること）の別を記載すること。

強化モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名：_____

番号	農 場 名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	家きん舎数	用 途
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							

(備考)

- 1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他（具体的に記載すること）の別を記載すること
- 2 毎月20日までに報告すること。

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）に係るモニタリン都道府県名： (年 月分)

家さんの種類		採卵鶏		肉用鶏		あひる		うずら		きじ		だちょう		ほろほろ鳥		七面鳥		計	
1	定点モニタリング	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
	(1) 検査実戸数、実羽数(当月分)																		
	①ウイルス分離検体数（当月分）																		
	(内訳)	気管																	
		クロアカ																	
	②抗体検査検体数（当月分）																		
	(2) 検査延べ数（10月以降累計）																		
	(3) 検査実戸数（10月以降）																		
2	強化モニタリング	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
	(1) 抗体検査数(当月分)																		
	(内訳)	Ⅰ																	
		Ⅱ																	
		Ⅲ																	
	(2) 検査延べ数（10月以降累計）																		
	(内訳)	Ⅰ																	
		Ⅱ																	
		Ⅲ																	

(備考)

- 1 検査実戸数とは、毎年10月分以降、当月分までに検査を行った重複しない戸数をいう。
- 2 強化モニタリングにおける内訳は、農場の飼養規模に応じてⅠ～Ⅲに分類すること。

Ⅰ：100羽以上～1,000羽未満

Ⅱ：1,000羽以上～10,000羽未満

Ⅲ：10,000羽以上
- ※3 毎月の検査実施分を、翌月20日までに報告すること。

異常家さん等の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

1. 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2. 届出者

氏 名： (職 業：)

住 所： (電話番号：)

3. 異常家さん等の所在場所

住 所： (電話番号：)

農 場 名：

所有者氏名：

従業員数：

4. 当該施設に関する情報

飼養家さんの用途：

肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏 (肉用・採卵用) / その他 ()

飼養形態：

ケージ飼い / 平飼い / その他 ()

飼養総羽数：

() 羽

家さん舎数及びその構造：

総数：() 舎

(うちウインドレス () 舎、開放 () 舎、その他 () 舎)

5. 届出事項

異状確認の日時、確認者：

異常家さんを確認した家さん舎 (飼養羽数とその構造 (複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入))：

異常家さんの羽数、週齢：

主な症状 (稟告)：

異常家さんの家さん舎内の分布状況：

既に実施済の検査の有無： 有 / 無

(「有」の場合その結果 (実施者、検査キット名、検体数、陽性数等)：

)

過去21日間の平均死亡羽数と直近3日間程度の死亡羽数の推移 (農場全体、家さん舎別)：

6. 既に講じた措置：

7. その他関連事項（疫学情報など）：

8. 届出者への指示事項：

9. 届出受理者氏名：

10. 処置

(1) 通報（時刻）

所長：

都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名：

出 発 時 刻：

異常家きんの症状等に関する報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1 現地調査（立入検査）

令和 年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報

届出日時：

届出者氏名：

届出者住所：

届出内容：

3 農場詳細

名称：

住所：

所有者：

従業員数：

飼養羽数：

用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）

羽数： 羽

家きん舎数：

構造：開放、ウインドレス、その他（ ）

飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）

（※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。）

4 病歴、病状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：	（うち死亡羽数： 羽）
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）				

(2) 死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日							
家きん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- (1) 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家きんの導入又は搬出（過去21日間）
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）
- (4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家きんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先（過去21日間）
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

4 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数（3 km、10 km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイムPCR検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

(別記様式5)

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 所長 殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種（品種、性別等を含む。）
- 2 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
- 3 鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況
別添のとおり（様式4－1を添付）
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項